

『実務経験期間の緩和措置』

●一式工事業からの振替え

(例) しゅんせつ工事業(8年)と、土木一式工事業(4年)の実務経験で、しゅんせつ工事業の専任技術者になることができます。

専門工事業 (8年以上)		一式工事業 (4年以上)		認定される専任技術者 (合計12年以上)
とび・土工・コンクリート	+	土 木		⇒ 各専門工事業
しゅんせつ				
水道施設				
大 工	+	建 築	⇒	
屋 根				
ガ ラ ス				
防 水				
内装仕上				
熱 絶 縁				

●専門工事業間の振替え

専門工事業	期 間		専門工事業	期 間		認定される 専任技術者	合 計 期 間
大 工	8 年 以 上	+	内装仕上	4 年 以 上	⇒	大 工	1 2 年 以 上
内装仕上			大 工			内装仕上	
大 工	8 年 以 上		内装仕上	8 年 以 上	⇒	大 工 及び 内装仕上	1 6 年 以 上

※上記2表以外の業種での実務経験期間の振替えは認められておりません。